

(参考様式第9号の2)

令和8年度支援業務に係る事業計画

令和7年12月1日から令和8年11月30日まで

(法人の名称) 株式会社 小田コーポレーション

1 事業実施の方針

介護施設、不動産業、身元保証、葬儀等、弊社で行っている事業の強みを活かし、所属している終活支援団体と連携を図りながら、制度やサービスの利用が困難な配慮者の支援をワンストップで行う。また市と連携し、配慮者の見守り、市営住宅への入居促進を行いつつ、居住支援を通じて地域の孤立死予防の取り組みを行う。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務	実施予定なし				
法第62条第二号に掲げる業務	① 住まいに関する相談 ② 不動産店への同行による入居支援	① 事務所 ② 行橋市、京都郡みやこ町、京都郡苅田町	① 2人 ② 2人	住宅確保要配慮者全般 ① 60人 ② 60人	90千円
法第62条第三号に掲げる業務	① 定期的な訪問、電話連絡等による安否確認や見守り ② 家事や買い物などの日常生活支援、相談、福祉サービスへのつなぎ	支援対象者居宅 (行橋市・京都郡苅田町・京都	2人	① 住宅確保要配慮者全般60人 ② 障がい者・高齢者な	86千円

	③ 身元保証業務 ④ 終活相談支援 ⑤ 就職先の紹介 ⑥ 必要なサービスへの繋ぎ	郡みやこ町) 行橋市・京都郡苅田町・京都郡みやこ町	③ 1人 ④ 6人 ⑤ 1人 ⑥ 1人	ど30人 ③ 高齢者等20人 ④ 高齢者等50人 ⑤ ⑥ 住宅確保要配慮者50人	900千円
法第62条第四号に掲げる業務					
法第62条第五号に掲げる業務	生前契約にて残置物処理の契約がある場合、提携業者に委託（認可後に実施）	行橋市・京都郡苅田町・京都郡みやこ町	1人	住宅確保要配慮者、身元保証契約者等10人	0円
法第62条第六号に掲げる業務	① 地域づくり、見守り体制の構築 ② 市営住宅の適正利用に関する業務の提案	① 行橋市・京都郡苅田町・京都郡みやこ町 ② 行橋市	① 6人 ② 1人	① 住宅確保要配慮者等50人 ② 市営住宅入居者50人	0円

連携内容① 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会の設立に向けた協議を定期的に行い、今年度中に協議会の設立を目指す ・市営住宅の利用適正化を目的に、入居者の見守り訪問を行いながら、自立に向けた支援を行い、民間住宅への移行の支援を行う。
---	---

<p>連携内容② 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係事業者への居住支援の取り組みの周知活動を行いつつ、相談者の属性の中で「住まいに関する相談」の有無の聞き取りをし、居住支援での支援が可能である場合は伴走支援の提案を行う。 ・地域ケア会議の中に「住まいに関する事例」を取り上げ、多職種で検討する機会を設ける。
<p>人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援セミナーや研修会への参加 ・他市町村（宗像市居住支援法人）との定期連絡会や勉強会を開催予定 ・居住支援全国サミットへの参加

(備考)

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 62 条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第 62 条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。